

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 初回作成(公表)年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-------------|-----------|
| 奈良市 | 下深川地区(下深川町) | 令和3年3月31日 | 令和5年3月31日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 44.4 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 40.1 ha |
| ③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計 | 23.9 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 10.1 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 8.2 ha |
| (備考)農業後継者がいない及び未定が87%を占め、農地利用意向についても、既に貸付けている筆が25%、貸付けを希望する筆が9%、また、耕作者も70歳以上が18%を占めており、耕作放棄地も筆数の28%に達している。 | |

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現在、下深川地区の居住者は約120名、うち65歳以上が半数以上を占めており、地域としての形態や活動を継続することが困難な状況に陥っているとされている、いわゆる限界集落になっている。農業においては、これまで地区内に中心経営体は不在で、兼業農家や貸付けにより農地を維持している状況にある。農業後継者不足に加え、今後さらに人口減少と高齢化の進行により、耕作放棄地の拡大が懸念されることから、耕作放棄地拡大の防止が喫緊の課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下深川地区は、水稻と茶が基幹作物である。水稻は下深川ゆいの会、井久保隆司、(有)上深川営農、茶は土岐太郎が規模拡大を図る。他の中心経営体は現状維持する。なお、「人・農地プラン」の取組を契機に創設した下深川ゆいの会は、中心経営体として、地区内の耕作放棄地の拡大防止を目指し、地区内の農家を支援する互助的組織として規模拡大を図る。また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入を促進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|--|
| <p>農地貸付けの意向 アンケートにおいて貸付けの意向が確認された農地は、58筆、3.3haとなっている。</p> |
| <p>農地中間管理機構の活用方針 アンケートの結果、農地中間管理機構を活用したい及び条件があえば活用したいとの回答者は50人となっている。 このことから、下深川ゆいの会、井久保隆司、(有)上深川営農など中心経営体への集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を機構への貸付けるよう進める。 また、中心経営体が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合は、地域内で話し合いを進め、機構を通じて他の中心経営体及び地域を支える多様な経営体への貸付けを進めていく。</p> |
| <p>将来に向けての取組み 「人・農地プラン」の取組を契機に、地区の現状や将来の課題、方向性等について地域として共有することにより、農地・農道等の維持・管理、耕作放棄地の拡大防止、環境の保全等、「多面的機能」の取組を目指していく。</p> |
| <p>鳥獣被害防止対策の取組方針 猪や鹿等の被害防止対策として、関係機関との協議及び情報収集を行い、団地単位での防護柵の設置を進める。また、捕獲資格者の確保を進めていく。</p> |
| <p>災害防止対策への取組方針 水害等の被害防止のため、老朽化した井堰、水路、農道の改修等を関係機関と協議をしながら進めていく。</p> |